



島根県報

平成22年7月6日（火）

第2,202号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の退任	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	2

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	2
-----------------	-------------	---

【雑 報】

平成22年度行政書士試験の実施	（総 務 課）	3
平成22年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	（消 防 防 災 課）	5
平成22年度液化石油ガス設備士試験の実施	（ " ）	6
公益信託しまね女性ファンドの平成21年度の信託事務及び信託財産の状況	（環 境 生 活 総 務 課）	7

【正 誤】

平成22年3月26日付け島根県報号外第44号中	（総 務 課）	8
平成22年3月30日付け島根県報号外第53号中	（ " ）	8

告 示**島根県告示第448号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 宏幸 大田市鳥井町鳥越698-3

島根県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市湖陵町土地改良区の定款変更を平成22年6月28日付けで認可した。

平成22年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成22年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田市三隅町三隅
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、浜田市役所及び浜田市役所三隅支所
- 4 縦覧期間及び時間
縦覧期間 平成22年7月6日から平成22年7月20日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成22年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市遠田町、久城町、高津一丁目及び高津三丁目
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び益田市役所
- 4 縦覧期間及び時間
縦覧期間 平成22年 7 月 6 日から平成22年 7 月20日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成22年 7 月 6 日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

- 1 試験期日
平成22年11月14日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
島根大学 松江キャンパス 松江市西川津町1060
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成22年 8 月 2 日（月）から 9 月 3 日（金）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（あて先は印刷済み。）。9月3日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所については、オを参照すること。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(7) 郵送配布

配布期間 平成22年 8 月 2 日（月）から 8 月 27 日（金）まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角 2 号：A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、次のあて先まで郵便で請求すること（8月27日必着のこと。）。
名称 （財）行政書士試験研究センター
住所 〒100-8779 郵便事業㈱ 銀座支店留
（注）郵送による場合は、郵送に要する日数（1週間程度）に注意すること。

(4) 窓口配布

a 配布期間 平成22年 8 月 2 日（月）から 9 月 3 日（金）まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁 1 階受付、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(b) 島根県行政書士会（松江市殿町 2）

配布時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなること。

(4) 利用できるクレジットカード

a V I S A

b M a s t e r

c U C

(7) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成22年 8 月 2 日（月）午前 9 時から 8 月 31 日（火）午後 5 時まで

この出願システムは、8月31日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日（8月31日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成23年1月24日（月）午前9時

(2) 方法

(財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報に合格者の受験番号を公示する。

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成22年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成22年7月6日

高圧ガス保安協会長 作 田 颯 治

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成22年11月14日（日）午前9時30分から（試験室への入室は9時10分まで）

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所及び提出先

(1) 電子受付

平成22年7月9日（金）から高圧ガス保安協会のホームページ掲載（<http://www.khk.or.jp>）

(2) 書面受付

平成22年7月9日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 F A X 番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成22年8月23日（月）午前10時から平成22年9月5日（日）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成22年8月23日（月）から平成22年9月3日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8：30～午後5：15）

郵送による場合は、平成22年9月3日までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成22年9月3日までに到着したもの）に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真をちょう付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真をちょう付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成22年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成22年7月6日

高圧ガス保安協会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成22年11月14日（日） 午前9時30分から

技能試験 平成22年11月28日（日） 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所及び提出先

(1) 電子受付

平成22年7月9日（金）から高圧ガス保安協会のホームページ掲載（<http://www.khk.or.jp>）

(2) 書面受付

平成22年7月9日（金）から次の試験事務所で無料配布

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県液化石油ガス設備士試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成22年8月23日（月）午前10時から平成22年9月5日（日）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成22年8月23日（月）から平成22年9月3日（金）まで島根県液化石油ガス設備士試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（郵送による場合は、平成22年9月3日までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成22年9月3日までに到着したもの）に限り受け付ける。）

8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真をちょう付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合、又は受験票に写真をちょう付していない場合は、受験できないものとする。

公益信託しまね女性ファンド（平成21年度）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年7月6日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動20事業に対し、計5,807,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動11事業に対し、計3,219,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動20事業に対し、計5,447,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動4事業に対し、計706,000円、合計55事業15,179,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（平成22年3月31日現在）

資産合計	金377,969,687円
負債合計	0円
正味信託財産	金377,969,687円

正 誤

平成22年3月26日付け島根県報号外第44号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
80	上から13)」	」

平成22年3月30日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から16	平成22年島根県条例第29号	平成22年島根県条例第8号